

令和 年 月 日

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の皆様へ

～政治資金監査の質の向上を図るため、  
個別の指導・助言の取組を実施しています～

今回あなたが該当した誤りの事例は以下の通りです。

□（都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった。

→金額の多寡にかかわらず、会計帳簿とすべての支出に係る領収書等とを突合してください。

## 同封の文書を必ず御確認ください。

政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであるような誤りがあると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るといふ制度への信頼を損なうおそれがあります。

適確な政治資金監査を行っていただくために

### ①研修への参加

令和2年3月19日（木：大阪）及び3月26日（木：東京）に開催するフォローアップ研修に積極的にご参加ください。

→【参考1】をご参照ください。

### ②チェックリストの活用

政治資金監査の実施に当たっては、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご活用ください。

→【参考2】、【参考3】をご参照ください。

### ③不明点の問い合わせ先

政治資金監査の実施に当たってご不明な点がございましたら、政治資金適正化委員会事務局（03-5253-5598）へお気軽にお問い合わせください。

政治資金適正化委員会事務局  
TEL：03-5253-5598

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の皆様へ

～政治資金監査の質の向上を図るため、  
個別の指導・助言の取組を実施しています～

今回あなたが該当した誤りの事例は以下の通りです。

- （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書上に金額の不整合があった。  
→収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認してください。
- （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった。
- （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、年（領収書等の写しの年）の不整合があった。  
→会計帳簿とすべての支出に係る領収書等とを突合するとともに、会計帳簿から収支報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているかどうかを確認してください。
- 政治資金監査報告書の基本的な構成に不備があった。  
→政治資金監査マニュアルにおいて示している、記載例に従った記述としてください。
- 同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。
- 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

**同封の文書を必ず御確認ください。**

政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであるような誤りがあると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという制度への信頼を損なうおそれがあります。



（裏面に続く）

適確な政治資金監査を行っていただくために

### ①研修への参加

令和2年3月19日（木：大阪）及び3月26日（木：東京）に開催するフォローアップ研修に積極的にご参加ください。  
→【参考1】をご参照ください。

### ②チェックリストの活用

政治資金監査の実施に当たっては、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご活用ください。  
→【参考2】、【参考3】をご参照ください。

### ③不明点の問い合わせ先

政治資金監査の実施に当たってご不明な点がございましたら、政治資金適正化委員会事務局（03-5253-5598）へお気軽にお問い合わせください。

政治資金適正化委員会事務局  
TEL：03-5253-5598

事務連絡  
令和元年10月3日

登録政治資金監査人各位

総務省政治資金適正化委員会事務局

令和元年度政治資金監査に関する研修等の日程の追加について（周知）

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度におきましても、政治資金監査に関する研修（登録時研修）及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（再受講研修・実務向上研修）を開催しているところですが、この度、受講機会の拡大を図る観点から、下記のとおり研修日程を追加することとなりました。

政治資金監査を控えてもう一度ポイントを確認されたい方や、今年度、実務向上研修等を受講されていない方におかれましては、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

なお、本研修は、日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPE（継続的専門研修制度）の集合研修の科目の一つとして、また各税理士会が会員に義務づけている研修の科目の一つとして、それぞれ認められておりますことを申し添えます。

## 記

### 1 開催日時と場所等

実施日	研修名	時間	定員	開催地	会場(部屋名)	所在地	申込期限
令和2年 1月29日(水)	登録時 再受講	9:30 ~ 12:30	約200名	東京都	ビジョンセンター永田町 (6F ビジョンホール)	千代田永田町1-11-28 合人社東京永田町ビル	1月8日(水)
	実務向上	13:30 ~ 16:00					
令和2年 3月19日(木)	登録時 再受講	9:30 ~ 12:30	約200名	大阪市	国民會館 (大ホール)	大阪市中央区大手前2-1-2	2月21日(金)
	実務向上	13:30 ~ 16:00					
令和2年 3月26日(木)	登録時 再受講	9:30 ~ 12:30	約200名	東京都	ビジョンセンター永田町 (6F ビジョンホール)	千代田永田町1-11-28 合人社東京永田町ビル	2月28日(金)
	実務向上	13:30 ~ 16:00					

### 2 対象者

#### (1) 登録時研修

登録政治資金監査人として登録した方

#### (2) 再受講研修・実務向上研修

登録時研修を修了した登録政治資金監査人

### 3 内容

- (1) 登録時研修  
政治資金監査に関する具体的な指針 等
- (2) 再受講研修（登録時研修と同じ内容）
- (3) 実務向上研修  
政治資金監査のポイント、演習問題 等

### 4 参加費

- (1) 登録時研修：6,000 円分の収入印紙
- (2) 再受講研修・実務向上研修：無料

### 5 申込み

- (1) 登録時研修  
登録政治資金監査人として登録された後、総務省政治資金適正化委員会事務局から手続が完了した旨の書類をお送りする際に、「政治資金監査に関する研修事前申込書」を同封いたしますので、当該申込書に必要事項を記入の上、以下の連絡先に FAX 又は郵便で送付してください。
- (2) 再受講研修・実務向上研修  
別紙 1 の「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修参加申込書」に必要事項を記入の上、以下の連絡先に FAX、郵便又はメールで送付してください。  
※ いずれの研修も、申込期限後、会場に余裕がある場合は研修受講が可能ですので、申込状況等については、適宜、事務局にお問い合わせください。

### 6 その他

- ・ フォローアップ研修を受講された方のうち、希望される方には、研修終了後に「研修参加証明書」をお渡しします。

・ 政治資金監査に関する有用な情報を掲載しておりますので、政治資金適正化委員会のホームページを是非ご覧ください。

#### 《政治資金適正化委員会ホームページのURL》

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/seiji\\_tekisei/seiji\\_tekisei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.html)

総務省トップ > 組織案内 > 審議会・委員会・会議等 > 政治資金適正化委員会

#### [連絡先]

総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-3

住友不動産永田町ビル 4階

電話：03-5253-5111（代表）

03-5253-5598（直通）

FAX：03-5512-2501

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

【別紙 1】

申込日 令和 年 月 日
--------------

政治資金適正化委員会事務局 あて  
 (FAX : 03-5512-2501)  
 (Email : tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp)

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修参加申込書

氏名		監査人 登録番号	
連絡先	(Tel)	(Fax)	
参加希望日 第1希望	(再受講研修)	令和2年__月__日( )	会場
	(実務向上研修)	令和2年__月__日( )	会場
参加希望日 第2希望	(再受講研修)	令和2年__月__日( )	会場
	(実務向上研修)	令和2年__月__日( )	会場

※申込書受付期限

1月29日(水)開催分：1月8日(水)まで  
3月19日(木)開催分：2月21日(金)まで  
3月26日(木)開催分：2月28日(金)まで

※ FAX、郵送又はメールにてお申し込みください。

- ※ 連絡先の電話番号は日中必ず連絡がとれる番号をご記入ください。
- ※ 第1希望会場が定員超過の場合は、お電話で第2希望会場への変更をご相談いたします。特に東京会場をご希望される方は、第2希望までご記入ください。
- ※ 申込期限後であっても定員が超過していない場合には、研修にご参加いただくことができますので、申込期限後にご参加を希望される際には、政治資金適正化委員会事務局にお問い合わせください。
- ※ 開催日2週間前頃に、当方から郵送にて受講決定通知をお送りします。  
 参加申込書受領後、定員超過のためご参加いただけない場合については、速やかにご連絡させていただきますが、希望どおりにご参加いただける場合は、特にご連絡いたしませんので予めご了承ください。

質問事項欄
-------

※ 研修の「質疑」は、本用紙において記入いただいた質問事項についてとりまとめの上、回答する方式としますので、政治資金監査に関して質問事項のある方は、上記の質問事項欄に具体的にご記入ください。

政治資金監査チェックリスト

番号	項目	Yes	No	該当なし
<b>法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</b>				
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	【明細書の保存】 明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	【領収書等の保存】 領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】 領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</b>				
7	【領収書等の記載事項】 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【会計帳簿の記載事項】 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	【明細書の記載事項】 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
11	【会計帳簿と明細書との突合】 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	【会計帳簿と領収書等との突合】 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	【人件費】 領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	【領収書等亡失等一覧表の記載事項】 人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。 ・領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出 ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、13による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でない判断されるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
16	【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	【会計帳簿を備えていること】 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	【事務所】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出はあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	【寄附等】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>法第19条の13第2項第3号に掲げる事項</b>				
21	【収支報告書の記載事項】 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
<b>法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</b>				
24	【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】 領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	【振込明細書の確認】 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	【領収書等を徴し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>会計責任者等に対するヒアリング</b>				
30	【会計処理方法】 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当
				なし
31	<b>【支出項目の区分の分類】</b> 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	<b>【領収書等の徴収漏れ又は亡失】</b> 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	<b>【人件費】</b> 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	<b>【高額領収書等のあて名】</b> 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	<b>【領収書等を徴し難い事情】</b> 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	<b>【経常経費のあん分】</b> 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	<b>【他の政治団体に対する支出】</b> 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当
				なし
38	<b>【公職選挙法に抵触する支出】</b> 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項目	確認	該当なし
<b>基本的な確認</b>			
	<b>【日付】</b>		
1	登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
2	<b>【国会議員関係政治団体の名称】</b> 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
3	<b>【代表者の氏名】</b> 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
4	<b>【登録政治資金監査人の署名】</b> 登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。	<input type="checkbox"/>	
5	<b>【登録番号】</b> 登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
6	<b>【研修修了年月日】</b> 研修修了年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>1 監査の概要</b>			
7	<b>【(1) 定期分の根拠条文】</b> 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<b>【(1) 解散分の根拠条文】</b> 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<b>【(1) 政治資金監査対象書類】</b> 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

番号	項目	確認	該当なし
10	<b>【(3) 登録政治資金監査人の責任】</b> 登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
11	<b>【(4) 政治資金監査の実施場所】</b> 政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1））

<b>2 監査の結果</b>			
12	<b>【(1) 保存対象書類】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	<b>【(3) 収支報告書の支出状況】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	<b>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</b> 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

番号	項目	確認	該当なし
<b>3 業務制限</b>			
15	<b>【業務制限】</b> 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

② 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））

<b>2 監査の結果</b>			
12	<b>【(1) 保存対象書類】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	<b>【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】</b> 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	<b>【(3) 収支報告書の支出状況】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
15	<b>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</b> 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>3 業務制限</b>			
16	<b>【業務制限】</b> 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））

番号	項目	確認	該当なし
<b>2 監査の結果</b>			
12	<b>【(1) 保存対象書類】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	<b>【(3) 収支報告書の支出状況】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	<b>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</b> 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
15	<b>【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】</b> 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<b>【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】</b> 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況を確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	<b>【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】</b> 収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	確認	該当 なし
<b>3 業務制限</b>			
18	<b>【業務制限】</b> 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

④ 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（4））

<b>2 監査の結果</b>			
12	<b>【(1) 保存対象書類】</b> 保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
13	<b>【(3) 収支報告書の支出状況】</b> 収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	<b>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</b> 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>3 業務制限</b>			
15	<b>【業務制限】</b> 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	